

## 1 社随意契約する理由

件 名	デイサービスセンター「きわなみ荘」空調設備 (AC-5 系統) 修繕工事
1 社随意契約する理由	<p>村上市財務規則第 1 3 3 条第 3 項第 5 号の規定による。</p> <p>デイサービスセンター「きわなみ荘」の空調設備 (AC-5 系統・食堂、厨房) が経年劣化により故障し動作不能となっており、施設利用時の滞在場所である食堂及び休養ベッドのある休養室の空調系統となっていることから、利用者の体調管理等に懸念が生ずるため早急に修理を行うもの。</p> <p>については、株式会社協和管工は、当該施設の空調設備維持管理等を請け負ってきた経緯があり、緊急等の対応も迅速であり、なおかつ施設利用者に対する配慮等についても熟知しているため一社随意契約するもの。</p>
随意契約の相手方	住 所 村上市仲間町字坂下 5 2 2 番地 3 業者名 株式会社協和管工 代表者 代表取締役 山田 淳一